

木城町告示第18号

令和7年第4回木城町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和7年4月24日

木城町長 半渡 英俊

1 期 日 令和7年5月1日（木）午前9時

2 場 所 木城町議会議場

○開会日に応招した議員

矢野 哲也君

荒川 浩君

久保富士子君

桑原 勝広君

眞鍋 博君

中武 良雄君

後藤 和実君

中竹 義一君

甲斐 政治君

○応招しなかった議員

令和7年 第4回（臨時）木 城 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和7年5月1日（木曜日）

議事日程（第1号）

令和7年5月1日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

1) 議長の諸般の報告

①特別委員の辞任について

日程第4 議案第28号 専決処分の承認を求めるについて（木城町税条例の一部を改正する条例）

日程第5 議案第29号 専決処分の承認を求めるについて（木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第6 議案第30号 専決処分の承認を求めるについて（令和6年度木城町一般会計補正予算 第13号）

日程第7 議案第31号 専決処分の承認を求めるについて（令和6年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算 第6号）

日程第8 議案第32号 専決処分の承認を求めるについて（令和6年度木城町介護保険特別会計補正予算 第5号）

日程第9 議案第33号 専決処分の承認を求めるについて（令和6年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算 第4号）

日程第10 議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第35号 町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第36号 令和7年度木城町一般会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第37号 監査委員の選任について

日程第14 委員会付託の省略

日程第15 議案に対する質疑

追加日程第1 議長辞職の件

追加日程第2 議長の選挙

追加日程第3 議席の一部変更

追加日程第4 副議長の選挙

日程第16 常任委員の選任について

日程第17 議会運営委員の選任について

追加日程第5 特別委員の選任

追加日程第6 宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出

追加日程第7 西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙

追加日程第8 高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙

追加日程第9 一ツ瀬川宮農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙

日程第18 各委員会の閉会中の調査

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

1) 議長の諸般の報告

①特別委員の辞任について

日程第4 議案第28号 専決処分の承認を求めるについて（木城町税条例の一部を改正する条例）

日程第5 議案第29号 専決処分の承認を求めるについて（木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第6 議案第30号 専決処分の承認を求めるについて（令和6年度木城町一般会計補正予算 第13号）

日程第7 議案第31号 専決処分の承認を求めるについて（令和6年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算 第6号）

日程第8 議案第32号 専決処分の承認を求めるについて（令和6年度木城町介護保険特別会計補正予算 第5号）

日程第9 議案第33号 専決処分の承認を求めるについて（令和6年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算 第4号）

日程第10 議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第35号 町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第36号 令和7年度木城町一般会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第37号 監査委員の選任について

日程第14 委員会付託の省略

日程第15 議案に対する質疑

追加日程第1 議長辞職の件

追加日程第2 議長の選挙

追加日程第3 議席の一部変更

追加日程第4 副議長の選挙

日程第16 常任委員の選任について

日程第17 議会運営委員の選任について

追加日程第5 特別委員の選任

追加日程第6 宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出

追加日程第7 西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙

追加日程第8 高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙

追加日程第9 一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙

日程第18 各委員会の閉会中の調査

出席議員（9名）

1 番 矢野 哲也君	2 番 荒川 浩君
3 番 久保富士子君	5 番 桑原 勝広君
6 番 眞鍋 博君	7 番 中武 良雄君
9 番 後藤 和実君	10 番 中竹 義一君
11 番 甲斐 政治君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 黒木 宏樹君 議事調査係長 廣瀬 孝一君

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	萩原 一也君
教育長	恵利 修二君	総務財政課長	小野 浩司君
会計管理者	長友 三保君	地域政策課長	壺岐 和寿君
環境整備課長	長友 渉君	教育課長	谷岡 潔君
税務課長	平野 大輔君	福祉保健課長	西田 誠司君
町民課長	濱砂 光章君	産業振興課長	藤井 学君

午前9時00分開会

○事務局長（黒木 宏樹君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切り下さるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

それでは皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（甲斐 政治） おはようございます。定刻になりました。

ただいまの出席議員は9名です。

ただいまから、令和7年第4回木城町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

令和7年第4回木城町議会臨時会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、4月28日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（甲斐 政治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、中竹義一君、1番、矢野哲也君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（甲斐 政治） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日5月1日の1日間にいたしたいと思います。これ

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会議は、本日５月１日の１日間に決定いたしました。

日程第３．諸報告

○議長（甲斐 政治） 日程第３、諸報告を行います。

これより、議長の諸般の報告を行います。

特別委員の辞任についての報告を行います。

去る４月３０日付で議会広報編集特別委員会、眞鍋博委員長、久保富士子副委員長、荒川浩委員の辞任を、委員会条例第１１条第２項の規定により、議長において許可いたしましたので報告いたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

日程第４．議案第２８号

日程第５．議案第２９号

日程第６．議案第３０号

日程第７．議案第３１号

日程第８．議案第３２号

日程第９．議案第３３号

日程第１０．議案第３４号

日程第１１．議案第３５号

日程第１２．議案第３６号

日程第１３．議案第３７号

○議長（甲斐 政治） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第４、議案第２８号から日程第１３、議案第３７号に至る議案については、朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 提案理由を申し上げます。

ただいま上程いただきました議案第２８号から議案第３７号に至る１０議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第２８号。議案第２８号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、木城町税条例の一部を改正する条例であります。

地方税法等の一部が改正され、令和7年4月1日から順次施行されることに伴い、本条例の一部改正が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第29号。議案第29号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

地方税法施行令の一部が改正され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第30号から議案第33号。議案第30号から議案第33号につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

議案第30号から議案第33号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、令和6年度木城町一般会計補正予算（第13号）、令和6年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）、令和6年度木城町介護保険特別会計補正予算（第5号）、令和6年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）であります。

令和6年度予算の執行状況における予算の調整等を実施するため、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案第30号令和6年度木城町一般会計補正予算（第13号）は、予算の総額から歳入歳出それぞれ1,030万3,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ67億940万9,000円にするものであります。

議案第31号令和6年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）は、予算の総額から歳入歳出それぞれ553万1,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ6億4,282万円にするものであります。

議案第32号令和6年度木城町介護保険特別会計補正予算（第5号）は、保険事業勘定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,182万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ7億8,090万7,000円にするものであります。

議案第33号令和6年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ185万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ8,562万7,000円にするものであります。

次に、議案第３４号。議案第３４号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、令和６年１２月に懲役及び禁固から拘禁刑に改正を行ったところですが、その後の検察庁との協議において経過措置を盛り込むように指導があったため、経過措置事項を追加するものであります。

次に、議案第３５号。議案第３５号は、町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、令和６年１２月に懲役及び禁固から拘禁刑に改正を行ったところですが、その後の検察庁との協議において経過措置を盛り込むように指導があったため、経過措置事項を追加するものであります。

次に、議案第３６号。議案第３６号は、令和７年度木城町一般会計補正予算（第１号）であります。

補正予算第１号は、国の強い農業づくり総合支援交付金事業の割当内報を受けたことによる補助金の増額及び３月２７日の落雷による木城温泉館湯ららの源泉制御機器、並びにめばえ保育園の自動火災報知器設備受信機等の故障対策等を実施するため、予算の総額に歳入歳出それぞれ４億６,８９６万５,０００円を追加し、予算の総額をそれぞれ５億２,１９６万５,０００円にするものであります。歳入は県支出金増額４億６,８９６万５,０００円であります。歳出の主なものは、農林水産業費増額４億６,８９６万５,０００円、商工費増額３,７６万５,０００円、民生費増額１,１９万円、予備費減額５,１２万８,０００円等であります。

最後に、議案第３７号。議案第３７号は、監査委員の選任についてであります。

議員の中から選任しておりました中武良雄監査委員が４月３０日をもって辞職されましたので、新たに甲斐政治氏を選任いたしたく、地方自治法第１９６条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして、承認、可決、同意をしていただきますようお願い申し上げます。

○議長（甲斐 政治） 町長の提案理由説明が終わりました。

日程第１４．委員会付託の省略

○議長（甲斐 政治） 日程第１４、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第２８号から議案第３７号に至る議案については、会議規則第３９条

第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議案第28号から議案第37号に至る議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第15. 議案に対する質疑

○議長（甲斐 政治） 日程第15、議案に対する質疑を行います。

これより、提案されました議案第28号から議案第37号に至る議案の1議案ごとの質疑、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第28号専決処分の承認を求めるについて（木城町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第28号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、議案第28号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第29号専決処分の承認を求めるについて（木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第29号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、議案第29号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第30号専決処分の承認を求めるについて（令和6年度木城町一般会計補正予算第13号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第30号に対する質疑はありませんか。7番、中武良雄君。

○議員（7番 中武 良雄君） 委員会は省略してありませんのでお聞きしますが、27ページの不動産売払収入で1,582万6,000円の内容についてと、それともう1点、歳出のほうの45ページ、これの農業総務費の2,000万円の積立金について、ちょっと内容をお聞きしたいと思います。

○議長（甲斐 政治） 産業振興課長。

○産業振興課長（藤井 学君） ご質問のあった27ページの財産収入、財産売払収入のその他不動産売払収入1,582万6,000円ですが、こちらは町有林伐採に伴います立木の売払収入となっております。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 7番、中武良雄君。

○議員（7番 中武 良雄君） すみません、できましたら場所、どこの山かをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（甲斐 政治） 産業振興課長。

○産業振興課長（藤井 学君） 場所につきましては、中之又地区の町有林になっております。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 総務財政課長。

○総務財政課長（小野 浩司君） 45ページの積立金ではありますが、積立金につきましては、ほかの目的の積立金と合わせまして、一応積立額の分配の中で、今回、産業振興支援事業の基金に2,000万円を積み立てたというところであります。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 7番、中武良雄君。

○議員（7番 中武 良雄君） 目的的なことではないということですね。この分という形でお答えということじゃなくて。

○議長（甲斐 政治） 総務財政課長。

○総務財政課長（小野 浩司君） 額につきましては、全体の目的基金の積立額のバランスの調整の中で、ほかの目的基金と合わせて、今回、この基金には2,000万円を積み立てたという形になります。

以上です。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより、議案第30号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第31号専決処分の承認を求めるについて（令和6年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算 第6号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第31号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、議案第31号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第32号専決処分の承認を求めるについて（令和6年度木城町介護保険特別会計補正予算 第5号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第32号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、議案第32号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第33号専決処分の承認を求めるについて（令和6年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算 第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第33号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、議案第33号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第34号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。議案第34号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、議案第34号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定するこ

とに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３５号町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。議案第３５号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、議案第３５号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３６号令和７年度木城町一般会計補正予算（第１号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第３６号に対する質疑はありませんか。５番、桑原勝広君。

○議員（５番 桑原 勝広君） 先ほど町長から説明がありましたように、１５ページの農林振興の補助金４億６,８９６万５,０００円についての説明を再度お願いしたいと思います。

○議長（甲斐 政治） 産業振興課長。

○産業振興課長（藤井 学君） ご質問の内容ですが、こちらは事業の実施主体が合同会社継となっております。大字椎木陣之内の農地に、高軒高フェンロー型鉄骨ハウス、いわゆる三角屋根の形をした硬質フィルムのハウスになりますが、ハウス面積が１万６,１１０.６平米を建設しまして、キュウリの養液栽培を行うものです。事業費が１０億３,４３５万４,０００円となっております。国の補助事業、令和７年度強い農業づくり総合支援交付金、補助率２分の１の要望を行いまして、今年の４月４日付で事業の内報を受けましたので、今回、国費分の４億６,８９６万５,０００円を歳入歳出予算に計上させていただいております。

なお、今回、国の補助金分のみを町の予算を通して事業主体に交付するもので、町費の持ち出しはございません。

以上です。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより、議案第36号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案第37号監査委員の選任については、私の一身上に関する事件でありますので、副議長に議長の職務を行っていただきます。

ここで議長交代のため、しばらく休憩いたします。

午前9時24分休憩

午前9時24分再開

〔議長交代〕

○副議長（眞鍋 博） それでは再開いたします。

議案第37号監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、甲斐政治君の退場を求めます。

〔11番 甲斐 政治君 退場〕

○副議長（眞鍋 博） これより質疑を行います。本案に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は同意することに決定いたしました。

甲斐政治君の着席を求めます。

〔11番 甲斐 政治君 着席〕

○副議長（眞鍋 博） ただいま監査委員に選任されました甲斐政治君が議場におられますので、同意されたことを告知いたします。

ここで議長の交代のため、しばらく休憩いたします。

午前9時27分休憩

午前9時27分再開

〔議長交代〕

○議長（甲斐 政治） 再開いたします。

これより議会構成に係る議事を進めますので、執行部の皆様は退場をお願いいたします。関連する議事が終了いたしましたら、改めてご連絡をいたしますので、ご出席をお願いいたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前9時27分休憩

午前9時28分再開

○議長（甲斐 政治） 休憩前に引き続き再開いたします。

本来、議長の任期は、地方自治法第103条第2項の規定では、議員の任期によるとなっておりますが、議会申合せにより、議長の職を辞職したく、副議長に辞職願を提出いたしましたのでよろしくお願いいたします。

ここでしばらく休憩いたします。

午前9時28分休憩

午前9時30分再開

○事務局長（黒木 宏樹君） ご報告申し上げます。ただいま甲斐議長から会議規則第97条の規定による辞職願が提出されました。地方自治法第106条の規定により、議長の選挙が終わるまで、眞鍋副議長に議長の職務を行っていただきます。眞鍋副議長、議長席にお着き願います。

〔議長交代〕

○副議長（眞鍋 博） 再開いたします。

ただいま局長から報告がありましたように、議長の選挙が終了するまで、議長の職務を行います。

議長甲斐政治君から議長の辞職願が提出されています。

お諮りいたします。会議規則第22条の規定により、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 議長辞職の件

○副議長（眞鍋 博） 追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、甲斐政治君の退場を求めます。

〔11番 甲斐 政治君 退場〕

○副議長（眞鍋 博） ここで、議事調査係長に辞職願を朗読させます。

○議事調査係長（廣瀬 孝一君） 辞職願を朗読いたします。

木城町議会副議長、眞鍋博殿。

このたび議会の申合せ事項により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○副議長（眞鍋 博） お諮りいたします。甲斐政治君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、甲斐政治君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

甲斐政治君の着席を求めます。

〔11番 甲斐 政治君 着席〕

○副議長（眞鍋 博） 甲斐政治君の議長の辞職につきましては、許可されましたので告知いたします。

ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。会議規則第22条の規定により、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第2. 議長の選挙

○副議長（眞鍋 博） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

議長に、私、眞鍋博を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました、私、眞鍋博を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、私、眞鍋博が議長に当選しました。

議長就任の承諾をさせていただきます。

ここで、私、眞鍋博がご挨拶をさせていただきます。

それでは、改めまして、第4回木城町議会臨時会におきまして議長に就任いたしました眞鍋でございます。

甲斐議長の下、2年間副議長として勉強してまいりました経験を生かしながら議会活動に取り組んでまいりたいと思っております。議員になって10年、残りの2年間で議長として2つの課題に挑戦したいと思っております。

1つは、後継者育成です。木城町内のあらゆる分野において後継者がなかなか育っていないというのが現実です。議会においても、木城町にとっても、今後、大きな課題となってくると思っております。

2つ目は、議員定数と報酬の見直しです。木城町も毎年100人ペースで人口が減っております。人口に応じた議員定数と報酬の見直しが必要になってくるのではと感じております。今後、議員の皆様と議論を重ね、町民の期待にお応えできるよう誠心誠意努めてまいりますので、皆様方のご理解、ご協力をお願いいたしまして、就任のご挨拶と代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前 9 時 36 分休憩

午前 9 時 36 分再開

○議長（眞鍋 博） 再開いたします。

ただいまの議長の選挙に伴い、会議規則第 4 条第 3 項の規定により、議席の一部変更が必要となりました。

お諮りいたします。会議規則第 22 条の規定により、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第 3 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第 3 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 3. 議席の一部変更

○議長（眞鍋 博） 追加日程第 3、議席の一部変更を行います。

議長の選挙に伴い、会議規則第 4 条第 3 項の規定により、議席の一部を変更いたします。

議席番号 11 番は議長の議席としておりますので、そのほかの議席番号及び氏名を議事調査係長に朗読させます。

○議事調査係長（廣瀬 孝一君） それでは、変更のあった議席についてのみ、議席番号、氏名の順に読み上げていきます。

6 番、中武良雄議員、7 番、後藤和実議員、9 番、甲斐政治議員、以上です。

○議長（眞鍋 博） 議事調査係長の朗読が終わりました。

以上のとおり、各議員の議席を変更いたします。議席の移動をお願いいたします。

ここでしばらく休憩いたします。

午前 9 時 38 分休憩

午前 9 時 39 分再開

○議長（眞鍋 博） それでは再開いたします。

次に、私、眞鍋博が議長に当選いたしましたので、副議長が欠けました。

お諮りいたします。会議規則第 22 条の規定により、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 4 として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第4. 副議長の選挙

○議長（眞鍋 博） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。副議長に、矢野哲也君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました矢野哲也君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました矢野哲也君が副議長に当選されました。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました矢野哲也君を紹介いたします。登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。

○議員（1番 矢野 哲也君） このたび副議長に就任いたしました矢野哲也です。これから議長の補佐役として、また一議員としての初心を忘れることなく、今後の議会活動に精進してまいります。至らぬところもございますが、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（眞鍋 博） 挨拶が終わりました。承諾されたものと認めます。

日程第16. 常任委員の選任について

○議長（眞鍋 博） 日程第16、常任委員の選任についてを議題といたします。

常任委員の任期につきましては、委員会条例第3条の規定により2年と定められており、新たに選任することとなります。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。定数とも勘案の上、調整して示したいと思ひま

す。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、ただいまから常任委員の指名を行います。

まず、総務常任委員に荒川浩君、中武良雄君、甲斐政治君、私、眞鍋博、以上4名を。

次に、産業文教常任委員に矢野哲也君、久保富士子君、桑原勝広君、後藤和実君、中竹義一君、以上5名を、それぞれ指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

日程第17．議会運営委員の選任について

○議長（眞鍋 博） 日程第17、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員の任期については、委員会条例第4条の2第3項の規定により2年と定められており、新たに選任することになります。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。定数とも勘案の上、調整して指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、ただいまから議会運営委員の指名を行います。

議会運営委員に矢野哲也君、荒川浩君、桑原勝広君、後藤和実君、中竹義一君、以上5名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

次に、特別委員の選任についてであります。

お諮りいたします。先ほどの諸報告で報告いたしましたとおり、閉会中に議長において特別委員の辞任を許可しておりましたので、会議規則第22条の規定により、特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、特別委員の選任を日程に追加し、追加日

程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第5. 特別委員の選任

○議長（眞鍋 博） 追加日程第5、特別委員の選任についてを議題といたします。

特別委員は、委員会条例第5条の規定によって、議会広報編集に関する事項については、4人の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置しております。

お諮りいたします。特別委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。欠員数に応じて指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。議会広報編集特別委員の3名に、桑原勝広君、中武良雄君、甲斐政治君を指名いたします。

以上で、常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任は終了いたしました。

また、新田原基地対策特別委員会の委員長及び副委員長が辞任されています。委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。

ここでしばらく休憩いたしますので、各委員会とも委員会を開き、委員長及び副委員長を互選し、その結果を議長の手元まで報告をお願いいたします。

ここでしばらく休憩いたします。

午前9時46分休憩

午前9時46分再開

○議長（眞鍋 博） 再開いたします。

ただいま各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会から、委員長及び副委員長の互選の結果が参りましたので、報告いたします。

総務常任委員会委員長に荒川浩君、副委員長に中武良雄君、産業文教常任委員会委員長に桑原勝広君、副委員長に久保富士子君、議会運営委員会委員長に中竹義一君、副委員長に桑原勝広君、議会広報編集特別委員会委員長に矢野哲也君、副委員長に中武良雄君、新田原基地対策特別委員会委員長に甲斐政治君、副委員長に荒川浩君が互選されました。

次に、宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出についてであります。

宮崎県東児湯消防組合議会議員については、組合規約第5条第1項の規定により、関係町の議会の議長及び関係町の議会において選出した議員1名となっております。現在、本町議会から選

出する議会議員1名枠に欠員が生じております。

お諮りいたします。会議規則第22条の規定により、宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出を日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出を日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第6. 宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出

○議長（眞鍋 博） 追加日程第6、宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出を議題といたします。

お諮りいたします。選出の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、選出の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

宮崎県東児湯消防組合議会議員に荒川浩君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました荒川浩君を、宮崎県東児湯消防組合議会議員に選出することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、宮崎県東児湯消防組合議会議員には、議長のほかに荒川浩君を選出することに決定いたしました。

ただいま宮崎県東児湯消防組合議会議員に当選されました荒川浩君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

次に、西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙についてであります。

西都児湯環境整備事務組合議会議員については、組合規約第5条第2項の規定により、関係町村の議会において議員の中から2名を選挙することになっております。現在、本町議会から選挙

する議員 2 名の欠員が生じております。

お諮りいたします。会議規則第 22 条の規定により、西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第 7 として日程の順序を変更し、直ちに議題といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第 7 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 7. 西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙

○議長（眞鍋 博） 追加日程第 7、西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

西都児湯環境整備事務組合議会議員に、私、眞鍋博と荒川浩君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました、私、眞鍋博と荒川浩君を西都児湯環境整備事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、私、眞鍋博と荒川浩君が西都児湯環境整備事務組合議会議員に当選されました。

ただいま西都児湯環境整備事務組合議会議員に当選されました、私、眞鍋博と荒川浩君が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をいたします。

次に、高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙についてであります。

高鍋・木城衛生組合議会議員については、組合規約第 5 条及び第 6 条第 1 項の規定により、議

会において議員の中から3名を選挙することになっております。現在、本町議会から選挙する議員3名の欠員が生じております。

お諮りいたします。会議規則第22条の規定により、高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第8. 高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙

○議長（眞鍋 博） 追加日程第8、高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

高鍋・木城衛生組合議会議員に矢野哲也君、荒川浩君、甲斐政治君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました矢野哲也君、荒川浩君、甲斐政治君を高鍋・木城衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました矢野哲也君、荒川浩君、甲斐政治君が高鍋・木城衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま高鍋・木城衛生組合議会議員に当選されました矢野哲也君、荒川浩君、甲斐政治君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

次に、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙についてであります。

一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員については、企業団規約第7条の規定により、

関係市町の議会において議員のうちから1名を選挙することになっております。現在、本町議会から選挙する議員1名の欠員が生じております。

お諮りいたします。会議規則第22条の規定により、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第9として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第9として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第9. 一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙

○議長（眞鍋 博） 追加日程第9、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員に、私、眞鍋博を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました、私、眞鍋博を一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、私、眞鍋博が一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員に当選いたしましたので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

以上で、議会の構成替えに伴う議事の全てが終了いたしましたので、執行部の入場を求めたいと思います。

ここで10分間休憩いたします。

午前9時58分休憩

午前10時03分再開

○議長（眞鍋 博） 休憩前に引き続き再開いたします。

執行部の皆様にご出席いただきましたので、一言ご挨拶をさせていただきます。

改めまして、第4回木城町議会臨時会において、議長に就任いたしました眞鍋でございます。議決機関であります議会の長の責任は極めて重大であり、身の引き締まる思いでございます。木城町を取り巻く環境は毎年変化しております。厳しい財政状況の中、人口減少や地方創生など重要な政策課題が山積みしております。私たち議会は、町民の皆様から選ばれたということを肝に銘じ、多様化する住民ニーズを的確に把握し、町執行部と連携し、諸問題の解決に向け努力してまいり所存であります。今後とも執行部の皆様と議論を重ね、町民の期待にお応えできるよう誠心誠意努めてまいりますので、皆様方のご理解、ご協力をお願いしまして、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、新しい議会構成につきましては、お手元に配りました構成表のとおり選任されました。執行部の皆様のご協力をお願いいたします。

----- . ----- . -----
日程第18. 各委員会の閉会中の調査

○議長（眞鍋 博） 日程第18、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会、臨時会に関わる事項について、各常任委員長から所管事務の調査について、議会広報編集特別委員長から議会広報の編集、調査等に関することについて、新田原基地対策特別委員長から新田原基地対策に関することについて、閉会中の調査の申出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長、新田原基地対策特別委員長から申出のとおり、閉会中の調査を認めることについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、各常任委員長、各特別委員長から申出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

----- . ----- . -----
○議長（眞鍋 博） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、令和7年第4回木城町議会臨時会を閉会いたします。

ここで、前議長と町長より発言を求められていますので、これを許します。9番、甲斐政治君。

○議員（9番 甲斐 政治君） 貴重な時間をいただき、挨拶の機会をいただき、ありがとうございます。大変長い2年間でありますが、その間、執行部の皆様、議員の皆様、議会事務局には支えていただきありがとうございました。

私自身、愚直に職務を果たしてきたところですが、一つ一つの判断や発言は重いものであり、生涯忘れることのない道義的責任を持ち続けなければならない宿命を背負っているものと覚悟しております。ただ、議会は議員同士による話し合いを必須の要素とする合議体であります。そして、熟議することで課題を解決することで機能を発揮することを改めて、全体で再考しなければならないと思っていますところでもあります。一層よくなることを新議長には期待をいたしたいと思います。

結びに、執行部の皆様、議員の皆様のご健勝とご多幸をご祈念申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（眞鍋 博） 町長、お願いいたします。

○町長（半渡 英俊君） お礼を申し上げたいと思います。第4回木城町議会臨時会における議案のご審議、誠にありがとうございました。今議会、上程の10議案、全て原案のとおり、承認、可決、同意をいただきました。お礼を申し上げます。

先ほど議会構成替えが行われました。眞鍋博議長様をはじめ新たな体制でのスタートに敬意を表しますとともに、ご期待を申し上げます。引き続き、地域再生と次の50年に向けて希望と未来ある種をまくという思いで、小さくてもきらりと光るまちづくりに向けて、全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましては、変わらぬご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。お礼とさせていただきます。改めまして、5月臨時会、ありがとうございました。

○議長（眞鍋 博） 議員の皆様は控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（黒木 宏樹君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前10時09分閉会
